

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
					
目次		担当課（室）			
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新		健康推進課			
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定		指導監査課			
○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出		〃			
○ 道路の占用を制限する区域の指定		道路整備課			
【公告】					
○ 一般競争入札の実施		危機管理課			
○ 落札者等の決定		〃			
○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧		経営支援課			
○ 公共測量の実施		監理課			
○ 〃		〃			
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課			
○ 〃		〃			
○ 〃		〃			
【人事委員会】					
○ 岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		人事委員会			
（県例規集登載）					

◎岡山県告示第四百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和七年十月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

スマイル薬局 きびじ店

総社市岡谷三三九―一

令和七年十月一日

やっこ薬局

津山市南新座一〇四―二

令和七年十月一日

◎岡山県告示第四百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和七年十月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
- 1 名称
- のあ総社
- 2 所在地
- 総社市中央六丁目二―一〇六
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- 1 名称
- 株式会社ケージェックス
- 2 主たる事務所の所在地
- 倉敷市連島町連島六三番地三八
- 三 指定年月日
- 令和七年十月一日
- 四 事業所番号
- 三三一〇八〇〇六一四
- 五 サービスの種類
- 自立訓練（生活訓練）、就労継続支援B型

◎岡山県告示第四百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年十月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 グループホーム ありか
 - 2 所在地 総社市真壁一四二四―二三
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 株式会社 ありか
 - 2 主たる事務所の所在地 総社市真壁一四二四―二三
- 三 廃止年月日 令和七年九月三十日
- 四 事業所番号 三三二〇八〇〇〇四二
- 五 サービスの種類 共同生活援助

◎岡山県告示第四百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	
一般国道	一八〇号	新見市新見字下堀田一八九番一地内
		占有を制限する区域

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和七年十月三日

〔四四五〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和七年十月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

- (1) 調達件名 岡山県高度防災情報ネットワーク整備事業映像システム整備業務
- (2) 調達業務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和7年度に県が発注する役務の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和7年岡山県告示第186号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、業務種目の大分類が「7機械設備等保守点検（情報・通信サービスを除く）」であり、小分類「5設備（建物等の保守管理以外）」の登録があり、格付区分がAであるものと。

第 1 2 7 4 1 号 岡山県公報 令和 7 年 1 0 月 3 日

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格

告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県出納局用度課

電話 (086) 226－7538

(2) 申請期限

令和 7 年10月22 日 (水) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県危機管理課

電話 (086) 226－7293

FAX (086) 225－4559

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和 7 年10月 3 日 (金) から同月22 日 (水) まで (岡山県の休日を定める条例
(平成元年岡山県条例第 2 号) 第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。) の午
前 9 時から午後 4 時まで

イ 交付方法

岡山県危機管理課ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/12/>)
からダウンロードすること。ただし、仕様書については(1)の場所にて交付する。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵送等 (書留郵便又は信書便によるものに限る。以下
同じ。) によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年11月13 日 (木) 午前10時

ただし、郵送等による場合にあつては、令和 7 年11月12 日 (水) 午後 4 時を受
領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県庁地下 1 階用度課入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出
を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書等入札
説明書で指定する添付書類を令和 7 年10月22 日 (水) 午後 4 時までに、4 (1) の場所へ
提出 (郵送等によるものを含む。) しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた
場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

Okayama Prefecture Advanced Disaster Prevention Information Network
Development Project Video Systems Development and Maintenance

(2) Contract period :

From the contract start date through March 31, 2026

(3) Time limit for tender :

Tenders submitted in person: 10:00 A.M. 13 November, 2025

Tenders submitted via post: by 4:00 P.M. 12 November, 2025

(4) Contact point for the notice :

Okayama Prefecture Crisis Management Division,

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL: (086) 226-7293

〔四四六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七
年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定し
た。

令和七年十月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 調達件名

岡山県高度防災情報ネットワーク整備事業 I P 通信基盤整備業務委託

二 契約期間

契約締結日から令和十年三月三十一日

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県危機管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和七年九月二十四日

五 落札者の名称及び所在地

株式会社オービス

岡山市北区大内田六七五番地

六 落札金額

三七四、〇〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三四、〇〇〇、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和七年八月十五日

〔四四七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ポルカ

所在地 高梁市中原町一〇八五番地の一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 協同組合ポルカ

住所 高梁市中原町一〇八四番地の一

代表者の氏名 代表理事 小林 重樹

(2) 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役社長 野口 重明

(3) 名称 株式会社ジュンテンドー

住所 島根県益田市遠田町二一七九番地一

代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
(変更後) 小売店舗追加

名称 株式会社中原三法堂

住所 倉敷市羽島二五五番地

代表者の氏名 代表取締役 木村 謙吾

4 変更年月日

令和七年九月十七日

二 届出年月日

令和七年九月二十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年十月三日から令和八年二月三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔四四八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年十月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
真庭市蒜山下和地内	公共測量（基準点測量）	令和七年九月十日から同年十月三十一日まで

〔四四九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年十月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

勝田郡奈義町上町川地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和七年七月十七日から令和八年二月二十七日まで	測 量 期 間

〔四五〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年十月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字重安二一九番一二、一二一九番一二、一二九番一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社二丁目二〇番二七号 メゾンユイ一〇三号室

藤森 郁哉

藤森 なつみ

三 許可年月日及び許可番号

令和七年六月六日岡山県指令建指第三七号

〔四五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年十月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字栢寺元一九五番四二一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡八三一番地一ルミエールC一〇一

岡 本 潤

岡 本 空

三 許可年月日及び許可番号

令和七年七月十日岡山県指令建指第七七号

〔四五二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年十月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字新町北西三〇五番一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区内山下一丁目一〇番二〇号 s i n k e r u x u t e r a 五〇六

藤田 崇司

三 許可年月日及び許可番号

令和七年七月三日岡山県指令建指第六九号

◎岡山県人事委員会規則第三十号

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月三日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。別表八ヶ郷合同用水組合の部の次に次のように加える。

津山広域事務組合	事務局	事務局長 事務局次長 参与 副参与 参事 主幹 主査（人事又は給与の事務を行う職員に限る。） 主任（人事又は給与の事務を行う職員に限る。） 主事（人事又は給与の事務を行う職員に限る。）
----------	-----	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。